

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)案

木材こん包材に関連する承認
された処理の改正
(ISPM No.15の付属書1の改正)

1

これまでの経緯

- 2003年3月 IPPC総会でISPM No.15(国際貿易される木材こん包材に関する指針)が採択
- 2006年4月 IPPC総会で付属書1の改正が決定
- 2010年9月 森林検疫に関する技術パネル(TPFQ)でISPM No.15の付属書1の改正原案を作成
- 2011年5月 基準委員会(SC)で各国協議案として承認

2



基準を作成する背景・目的

最新の科学的知見に基づき、新たな処理方法の追加・既存処理基準の見直し

- ① 熱処理・・・適用に関する具体的な記述の追加
- ② 誘電加熱処理・・・ISPM No.28の付属書
- ③ 臭化メチルくん蒸・・・くん蒸時間のわずかな延長
(1～2時間程度)

3



ISPM No.15の構成

「国際貿易される木材こん包材に関する指針」

- 要件
- 1 規制の根拠
 - 2 規制される木材こん包材
 - 3 木材こん包材に対する植物検疫措置
 - 4 国家植物防疫機関(NPPO)の責務

付属書1 木材こん包材に関連する承認された処理

付属書2 処理マーク及びその適用

4

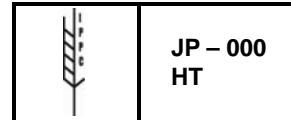
付属書の概要

付属書1の処理

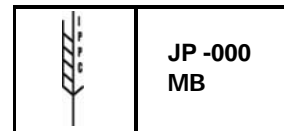
- 熱処理(蒸気・キルン乾燥)



付属書2の処理マーク



- 臭化メチル処理



5

主な改正点

熱処理

- 加熱施設の留意事項(国家植物防疫機関(NPPO)が許可・監査する時のポイント)
 - ①加熱室の密閉・断熱
 - ②木材の積付け、空間部確保、送風機の使用
 - ③温度センサーは複数(最低2個)を使用し、最も温度が低い場所を測定
 - ④処理中、気流の反転
 - ⑤温度センサーの較正
 - ⑥処理中の温度監視万が一、規定温度が維持されない場合、再処理あるいは処理時間の延長

6



誘電加熱処理(1) 原理

- 誘電加熱とは、誘発放射線源(マイクロ波、ラジオ周波数等)から放出される電磁波を用いて、処理を行うものの分子内に生じる摩擦で、電気エネルギーを熱エネルギーへと変える(例えば、電子レンジをイメージ)
- 横断面が20cmを超えない木材こん包材で、木材表面全体にわたって最低60°Cで1分間加熱されなければならない
- 誘電加熱処理で一番温度が低い所は材の表面

7

主な改正点



誘電加熱処理(2)

- 誘電加熱処理施設の留意事項
 - ① 木材断面に渡って、**表面の温度が1分間で60°C以上**
表面温度の測定には少なくとも2個の温度センサーを使用
 - ② 厚さ5cm以上:**2.45GHz**の誘電加熱を適用
厚さ5cm以下:均一に加熱できる装置
 - ③ 温度センサーの検査
 - ④ 温度記録等は加熱実施者が保管

8

臭化メチル処理(1) 作業風景



天幕

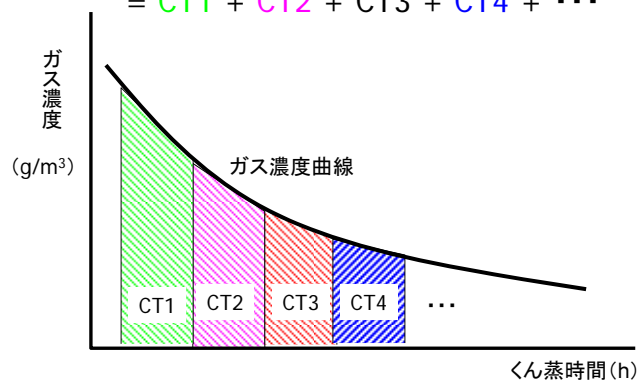
天幕回りの目張り

臭化メチル投薬

9

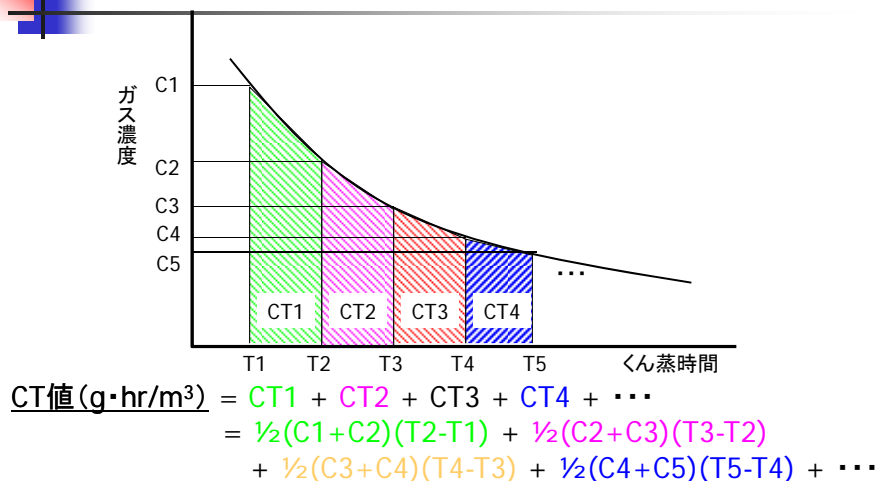
臭化メチル処理(2) CT値とは

$$\begin{aligned} \text{CT値} &= \text{Concentration (濃度)} \times \text{Time (時間)} \\ &= \text{CT1} + \text{CT2} + \text{CT3} + \text{CT4} + \dots \end{aligned}$$



10

臭化メチル処理(3) CT値の計算



11

主な改正点

臭化メチル処理(4)

- CT値が要求値に達成していない場合、わずかな延長の容認（1から2時間）
- 最終濃度が24時間後に達成されていなかった場合、濃度5%の逸脱は、規定されたCT値を達成するため、処理の最後に追加
- 臭化メチルの濃度は、常にガスの注入点から最も離れた場所及びその他の地点において測定されなければならない
- ガス濃度と温度の測定に使用した機器はNPPOが指定した頻度で調整が必要

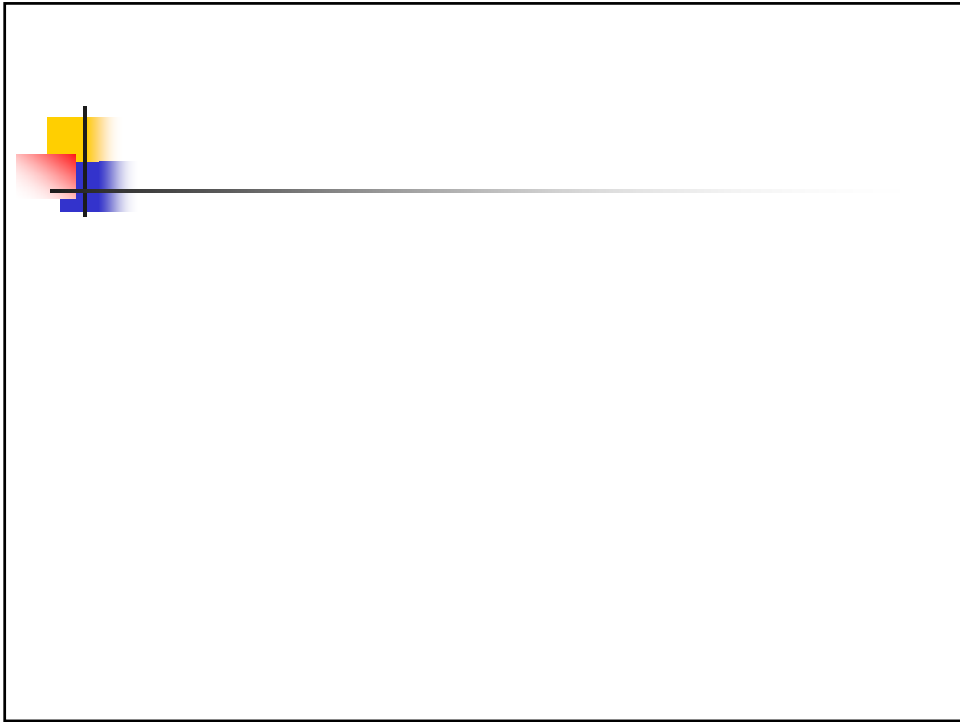
12



論点

- 既存の熱処理において、処理を行う上で確保すべき項目が今回の改正で追加されているが、追加すべき項目等が無いかどうか？
- 今回新たに導入される誘電加熱室を利用した熱処理は妥当か？
- 臭化メチルくん蒸において、わずかな時間延長を認めても良いか？

13



植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) 案

木材こん包材に対する誘電加熱を
用いた熱処理
(ISPM No.28の付属書の追加)

1

これまでの経緯

- 2006年4月 IPPC総会で本付属書案のISPM策定が決定
- 2007年7月 森林検疫に関する技術パネル(TPFQ)で原案作成
- 2010年7月 植物検疫処理に関する技術パネル(TPPT)で再検討
- 2011年5月 基準委員会(SC)で各国協議案として承認

2



基準を作成する背景・目的

ISPM No. 28

「規制有害動植物に対する植物検疫処理」

- 植物検疫処理の国際的調和を図ること
- ミバエ、ハマキガ、ゾウムシ等を対象に、14本の放射線照射処理基準が承認

3



ISPM No.28の概要

- 処理基準案の採択手続き
- 植物検疫処理の要件
- 提出された処理の評価方法
- 処理の見直し及び再評価
- 付属書(採択した処理基準)

加盟国に対し、当該処理基準の認定、登録又は領土内での使用の採否に関するいかなる義務も課すものではない旨補足説明

4



基準案の構成 (ISPM No.28付属書)

- 処理範囲
- 対象有害動植物
- 処理に関する説明
- 対象規制品目
- 処理名
- 処理基準
- 有効成分
- その他の関連情報
- 処理の種類
- 文献

5



処理範囲

- 本処理は、誘電加熱を用いた木材こん包材の熱処理を適用し、ツヤハダゴマダラカミキリ *Anoplophora glabripennis* (ALB)、マツノザイセンチュウ *Bursaphelenchus xylophilus* (PWN)の侵入及びまん延の危険を減らすものである
- このような有害動植物には、ISPM No.15に規定される処理基準を満たしていることが求められる

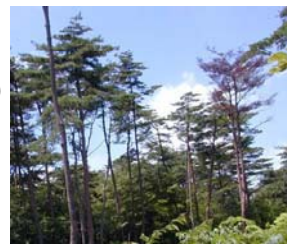
6

対象有害動植物

- ツヤハダゴマダラカミキリ
Anoplophora glabripennis (ALB)



- マツノザイセンチュウ
Bursaphelenchus xylophilus (PWN)

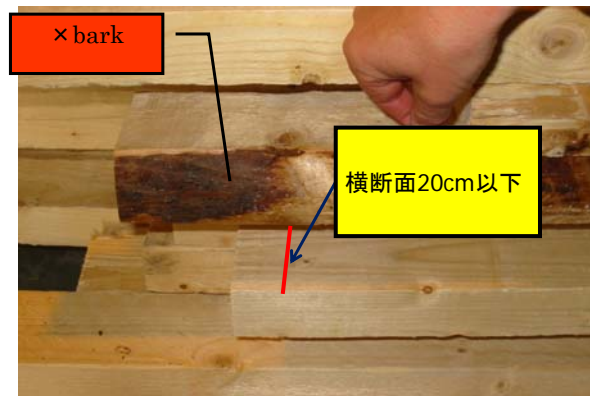


アカマツの被害

7

対象規制品目

横断面が20cm以下の剥皮された木材



8



処理基準(1)

- 誘電放射(マイクロ波等)を用いて熱処理を行う場合、横断面が20cm以下の木材梱包材を測定するには、**木材の断面が1分間で60°C以上**になるように加熱しなければならない
- 95%の信頼度で、ツヤハダゴマダラカミキリ *Anoplophora glabripennis* の幼虫と蛹 及びマツノザイセンチュウ *Bursaphelenchus xylophilus*(全成長過程)を駆除するための効果的な信頼性のある処理水準となる

9



処理基準(2)

- 誘電加熱処理施設の留意事項
 - ① 本処理は、最も温度の低い場所で監視
 - ② 木材断面に渡って、**表面の温度が1分間で60°C以上**
表面温度の測定には少なくとも2個の温度センサーを使用
 - ③ 厚さ5cm以上:**2.45GHz**の誘電加熱を適用
厚さ5cm以下:均一に加熱できる装置
 - ④ 温度センサーの検査

10



その他関連情報

木材で温度が最も低い部分は、適用されるエネルギー源やプロセスにより異なる。マイクロ波を熱源とする場合、表面の温度が最も低くなる

11



論点

- 根拠文献に基づく技術的に正当な処理基準となっているか？

12

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) 案



ネットメロンに対するウリミバエの 蒸熱処理 (ISPM No.28の付属書の追加)

1

これまでの経緯



- 2007年3月 IPPC総会で本付属書案のISPM策定が決定
- 2009年1月 植物検疫処理に関する技術パネル (TPPT) で原案策定
- 2010年7月 TPPTで再検討
- 2011年5月 基準委員会 (SC) で各国協議案として承認

2



基準を作成する背景・目的

ISPM No. 28

「規制有害動植物に対する植物検疫処理」

- 植物検疫処理の国際的調和を図ること
- ミバエ、ハマキガ、ゾウムシ等を対象に、14本の放射線照射処理基準が承認

3



ISPM No.28の概要

- 処理基準案の採択手続き
- 植物検疫処理の要件
- 提出された処理の評価方法
- 処理の見直し及び再評価
- 付属書(採択した処理基準)

加盟国に対し、当該処理基準の認定、登録又は領土内での使用の採否に関するいかなる義務も課すものではない旨補足説明

4

基準案の構成 (ISPM No.28 付属書)

- 処理範囲
- 対象有害動植物
- 処理に関する説明
- 対象規制品目
- 処理名
- 処理基準
- 有効成分
- その他の関連情報
- 処理の種類
- 文献

5

処理範囲

- 本処理は、ネットメロン *Cucumis melo* var. *reticulatus* に蒸熱処理を適用し、規定の有効性水準で、ウリミバエ *Bactrocera cucurbitae* の卵及び幼虫の死亡率をもたらすものである



6

対象有害動植物及び対象規制品目

- ウリミバエ

Bactrocera cucurbitae



- ネットメロン果実

Cucumis melo var. reticulatus

7

処理基準

- 46°Cの飽和水蒸気（相対湿度90%以上）を使用し、3～5時間の予熱時間をかけて、果実中心部の温度を45°Cまで上昇
- 果実中心部の温度が45°Cに到達後、46°Cの飽和水蒸気で30分処理
- 処理後、外気温で冷却
- 処理の有効性 ED_{99.9922}（信頼水準95%）
- 果実温度及び相対湿度を処理の間測定し、基準を下回らないことを確認

8



その他の関連情報

- 処理後、果実を人為的に冷却しない
- 本処理基準は、Iwata *et al.*, 1990に基づく
- 本処理基準は、栽培品種Earl's Favouriteを使用し開発された

(参考)

Iwata, M. *et al.*, 1990. ネットメロンの蒸熱処理（ウリミバエの殺虫とネットメロンの熱障害）植防研報 26:45 - 49

⇒ 植物防疫法施行規則別表5に導入
植物等の移動制限の解除

9



参考 検疫処理の導入(輸入解禁)

- 輸出国が輸入禁止植物の消毒技術を開発することが必要
- 輸出国での消毒技術開発手法、殺虫剤等を確認
- 我が国の**検疫保護レベル**を達成したことが確認された場合当該植物を条件付で輸入解禁

10

参考 植物防疫法施行規則別表5(抜粋)

植物	消毒の基準				備考
	方法	使用薬剤 及び薬量	消毒 基準温度	消毒時間	
...
ネットメロンの生果実	蒸熱処理	—	45～ 46℃	30分	4 ネットメロンの生果実の蒸熱処理は、湿度90%以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫1m ³ 当たり150kg以下の生果実の量のものについて行う。 ...
...	9 消毒基準温度は、...蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。 10 消毒は、包装前にすかし箱に入れて行う。 ...

11

論点

- 根拠文献に基づく技術的に正当な処理基準となっているか？

12

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)案

検疫有害動植物となり得る植物の
有害動植物リスク分析(PRA)
(ISPM No.11の付属書4)
(ISPM No.11(本文)に対する重要な変更)

1

有害動植物リスク分析(PRA)に関連 するISPMs

- ISPM No2(2007) 有害動植物リスク分析に関する枠組み
- ISPM No11(2004)環境リスク及び改変された生物の分析を含む検疫有害動植物に関する有害動植物リスク分析
 - 付属書1:環境影響を評価する際の適用範囲
 - 付属書2:LMOのリスク分析の適用範囲
 - 付属書3:LMOの潜在的有害動植物かどうかの決定方法
 - 付属書4:検疫有害動植物となり得る「植物」のPRA

2



これまでの経緯

- 2001年4月 IPPC総会でISPM No.11(検疫有害動植物の有害動植物リスク分析)が採択
- 2005年4月 IPPC総会で本付属書案のISPM策定が決定
- 2009年5月 専門作業部会(EWG)で原案作成
- 2011年5月 基準委員会(SC)で各国協議案として承認

3



基準を作成する背景・目的

国際貿易における植物の移動も増加し、結果的に有害動植物となる植物の移動が潜在的に増えている。

有害動植物となる植物の危険性が認識され、より適切なPRAの実施が必要とされる。

ある植物が栽培植物や野生植物相に対する有害動植物であるかどうかを評価し、それを規制すべきかどうかを決定するため、及び適切な植物検疫措置を特定する。

4



「有害動植物としての植物(plants as pests)」に含まれる植物とは

- 競争、寄生、他感作用等により、他の植物に影響を与える植物
- 栽培植物又は野生植物との交雑により、有害植物になる危険性がある植物
(雑草、侵略的外来種である植物、その他植物)

* 品物又は輸送機器への故意ではない混入は本付属書の対象外

5



付属書4の構成

- ISPM No.11のステップに沿って、「有害動植物としての植物」について特化した項目についてISPM No.11本体の情報を補う形で記述
 - ステージ1: 開始
 - ステージ2: 有害動植物リスク評価
 - ステージ3: 有害動植物リスク管理
 - すべてのステージに共通する見地

6



ステージ1:開始

- 予備選択のステップ(植物が有害植物である可能性について)

ISPM No.2(セクション1.2.1 有害動植物としての植物)に記載されているPRA地域で有害動植物になりうる可能性を示す主要な指標(被害の報告の存在)、本質的な特性(適応能力、競争力、他)を基にその植物が有害動植物である可能性があるかどうかを検討する。

7



ステージ2:有害動植物リスク評価

- 植物が有害動植物である可能性を判定するための検討

- 植物のアイデンティティ
- PRA地域における存在するかどうか
- 用途
- 生息環境及び目的地
- 入り込みの可能性
- 有害植物の習性の歴史的証拠
- 定着の可能性
- まん延の可能性
- 潜在的経済重要性の評価

8



ステージ3: 有害動植物リスク管理

- 使用用途ごと植物に、有害動植物としての植物のリスク管理方法の解説及び例示
- サーベイランス、緊急時対応計画及び新たな発生を報告する体制等の輸入後のシステムを策定することも適切


9



すべてのステージに共通する事項

- リスクコミュニケーション及びその例示
 - 輸入業者および他の政府および非政府組織との協議
 - 規制する植物のリストの公表
 - 商業目的のために植物にラベルを付ける(リスクの説明)

10



ISPM No.11(本文)に対する重要な 変更

- ISPM No.11本文に記載されている有害動植物としての植物についての記述部分の削除
 - 付属書(案)へより詳細に記述されたことにより不必要な反復を避ける
- 相互参照部分は付属書(案)に記述を加えると共に本文にも記述を挿入
- 語句の統一

11




論点

- 本付属書案のPRAの内容(評価項目等)が適切なものとなっているか？
- 修正されたISPM No.11本文の内容は適切なものになっているか？

12

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) 案



ヒメアカカツオブシムシの 診断プロトコル (ISPM No.27の付属書の追加)

1



これまでの経緯

- 2006年4月 IPPC総会でISPM No.27(規制有害動植物に対する診断プロトコル)が採択
本付属書案のISPM策定が決定
- 2010年3月 IPPC総会で「ミナミキイロアザミウマの診断プロトコル」がISPM No.27の付属書1として採択
- 2011年5月 基準委員会(SC)で各国協議案として承認

2

基準を作成する背景・目的

- ISPM No.27(規制有害動植物に対する診断プロトコル)の付属書として、極めて重大な貯蔵農産物の害虫であるヒメアカカツオブシムシを対象とした同定に関する診断プロトコルが提案
- ヒメアカカツオブシムシは、発生国内の貯蔵農産物に重大な損害をもたらすだけでなく、寄生する製品を対象に発生国が輸出規制を受けることもある



3

ISPM No.27の概要

- 診断プロトコルの目的及び利用
- 診断プロトコルの要件(プロトコルに必要な事項: 分類情報、検出方法、同定方法など)
- 付属書(採択した診断プロトコル)
No.1 ミナミキイロアザミウマの診断プロトコル
- 調和のとれた診断プロトコルを策定することにより、広範囲で効率的な植物検疫措置を支え、加盟国による診断結果の相互承認を強化、また、貿易を促進する

4

診断プロトコルが利用される場面

- 輸入貨物から発見された有害動植物の診断
- ある国に広く定着した有害動植物の診断
- ペストステータスに関する一般的な監視
- 有害動植物の潜在感染に関する監視
- 公的防除及び根絶計画としての監視



5

付属書の構成

1. 害虫に関する情報
2. 分類学的な情報
3. 発見
4. 同定
5. 記録
6. さらなる情報の連絡先
7. 謝辞
8. 参考文献

6

付属書の概要(1)

1. 害虫に関する情報
 - 分布 [インド原産、中東、アフリカ、欧州、アジアの一部]
 - 発生 [穀物、豆类、香辛料、ナッツ類、ドライフルーツ…]
 - 生態 [飛べない、休眠できる系統があるなど]
2. 分類上の情報
 - 学名
 - シノニム(同物異名)
 - 一般名称
 - 分類学的位置づけ
3. 発見
 - 検出方法 [トラップ、見取り、篩い分け…]
 - 探索場所 [すき間、空麻袋、窓枠、クモの巣…]
 - 複数個体の採集の重要性

7

付属書の概要(2)

4. 同定
 - 卵・蛹では特徴に乏しく同定できない
 - 研究が進みつつある免疫学的手法(ELISA法)、分子生物学的手法は、*Trogoderma* 属の種の診断技術としてまだ利用できる段階ではない
 - 標本作製法
 - 幼虫 [口器などの標本作製]
 - 成虫 [交尾器などの標本作製]
 - 形態に基づく同定(幼虫、成虫)
 - 科から属、属から種への識別
 - *Trogoderma* 属の特徴
 - *T. granarium* 種の特徴



T. granarium



T. varium



T. variabile



T. inclusum

8



付属書の概要(3)

5. 記録

- 発見データ及び標本の保存
- 少なくとも1年間の保存

6. さらなる情報の連絡先

- 専門知識を持つ組織(オーストラリア、ポーランド、アルゼンチン)への連絡先

7. 謝辞

- 初稿の著者への謝辞

8. 参考文献

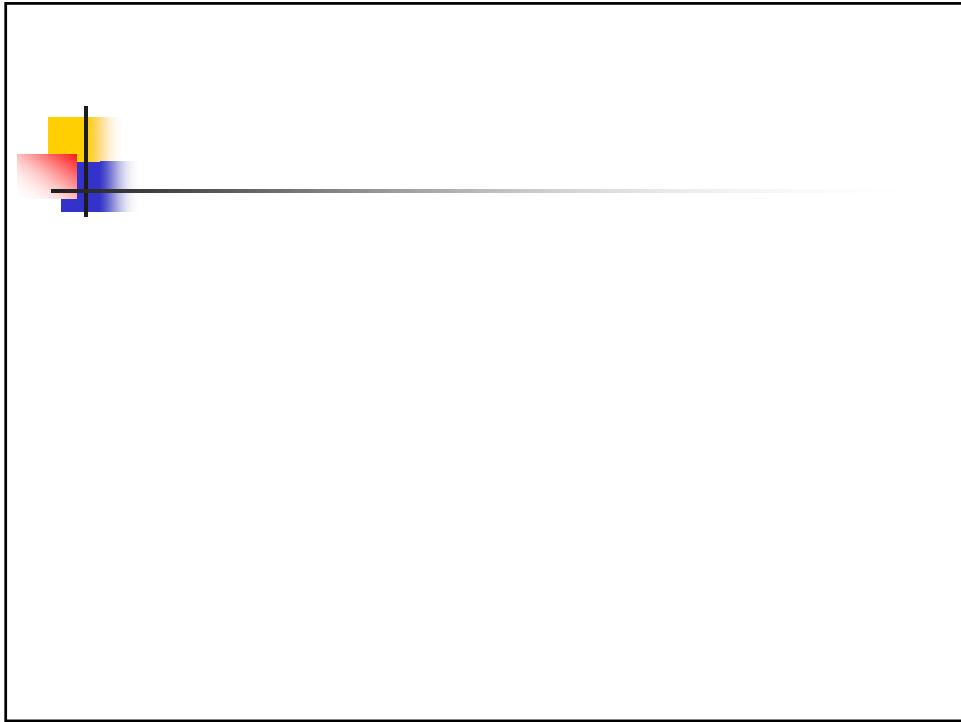
9




論点

- 本案は我が国の同定指標の内容と整合しているか？
- 同定診断のための必要情報はカバーされているか？(近似種との識別が確実にできるか)

10



植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) 案



植物検疫用語集の改正 (ISPM No.5の改正)

1



これまでの経緯

- 1997年11月 IPPC総会でISPM No.5(植物検疫用語集)が採択
- 新規ISPMの策定に伴い、新たな植物検疫用語の定義の追加、訂正及び削除を、用語に関する技術パネル(TPG)を中心に、継続的に検討
- 2011年5月 基準委員会(SC)で各国協議案として承認

2



ISPM No.5の構成

- 序論(範囲、目的、参照)
- 植物検疫用語及び定義
- 補足1 規制有害動植物に対する公的防除の解釈及び適用に関する指針
- 補足2 経済的重要性及び環境に関連する用語の理解

3



追加される用語及び定義

1. 閉じ込め (confinement)
 - 有害動植物が拡散するのを防ぐための、規制品に対する公的な適用
2. 駆除 (exclusion)
 - 有害動植物の侵入を防ぐための、植物検疫措置の適用

4

改訂される用語及び定義(1)

1. 吸収線量(absorbed dose)

- 特定の対象の単位質量あたりに吸収される放射線エネルギー(グレイ)の量



- 特定の対象の単位質量あたりに吸収される放射線エネルギーの量(グレイ)

2. トランジット中の積荷(consignment in transit)

- 輸入されることなく、ある国を通過する積荷で、植物検疫措置をうけることがあるもの



- 輸入されることなく、ある国を通過する積荷

5

改訂される用語及び定義(2)

3. 植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)

- IPPCの証明書様式にならって作られた証明書



- IPPCの証明書様式にならって作られ、公的な紙の文書又は電子版の相当物で、積荷が植物検疫要求事項に合致することを証明するもの

4. 検疫所(Quarantine station)

- 植物又は植物生産物を検疫する公的な部署



- 植物、植物生産物又は有用生物を含めた他の規制品を検疫する公的な部署

6



削除される用語及び定義(1)

1. 証明書 (certificate)
 - 植物検疫規則が適用される積荷の植物検疫状況を証明する公的な文書

2. グレイ (gray)
 - 1グレイが1ジュール/キログラムの吸収と等価である場合の吸収線量の単位 ($1 \text{ Gy} = 1 \text{ J.Kg}^{-1}$)

3. ヒッチハイカー有害動植物 (hitch-hiker pest)
 - 汚染有害動植物を参照

7



削除される用語及び定義(2)

4. 法令 (legislation)
 - 政府によって公布されるあらゆる法律、規則、指針、又はその他の行政上の命令

5. 植物に対する有害動植物 (plant pest)
 - 有害動植物を参照

6. 拮抗生物 (antagonist)
 - 宿主に著しい損害を与えることはないが、寄主へのコロニー形成が、寄主を有害動植物によるその後の著しい損害から守る生物体 (通常は病原体)

8



削除される用語及び定義(3)

7. 競合生物 (competitor)
 - 環境中で必須要素(例えば、食料、すみか)をめぐる有害動植物と競合する生物体
8. 管理点 (control point)
 - 特定の手続が、規定された効果を達成するために適用されうるシステム内のある段階にあって、評価され、監視され、管理され又は修正されうるもの

9



削除される用語及び定義(4)

9. 線量計及び線量測定 (dosimeter, dosimetry)
 - 放射線照射されたときに、装置のなんらかの性質において定量可能な変化を示す装置であり、その変化は、適切な分析器具及び技術を利用して、一定の材料における吸収線量と関係付けることができる
 - 吸収線量を測定するために使用されるシステムであって、線量計、測定装置及びそれらに関連する標準資料並びに当該システムの使用のための手順からなる
10. 電離放射線 (ionizing radiation)
 - 物理的な相互作用の結果として、一次過程又は二次過程によってイオンを生成する荷電粒子及び電磁波

10



論点

- 追加、改訂及び削除される用語の定義は適切か？
- これにより、我が国の関係法規等に影響はないか？

11



植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) 案

「広く分布していない」の用語の
解釈及び適用に関する指針
(ISPM No.5の補足1の改正)

1

これまでの経緯

- 2005年4月 IPPC総会で本案のISPM策定が決定
- 2006年11月 専門家作業部会 (EWG) で原案作成
- 2009年10月 用語に関する技術パネル (TPG) で再検討
- 2011年5月 基準委員会 (SC) で各国協議案として承認

2

基準を作成する背景・目的

IPPCにおける検疫有害動植物(Quarantine Pest)の定義

これによって危険にさらされている地域の経済に重大な影響を及ぼすおそれがある有害動植物であって、

- まだその地域に存在していない、又は、
- 存在するが、広く分布していない、かつ、公的防除が行われているもの

→「広く分布していない」の解釈及び適用に関する指針がなく、各国で解釈が分かれる

3

ISPM No.5の補足1

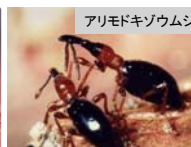
- 「公的防除」の解釈及び適用に関する指針
 - 目的、範囲、要件等が規定

(参考)公的防除の定義

検疫有害動植物の撲滅、封じ込めを目的とする植物検疫措置の積極的な実施



イモゾウムシ



アリモドキシウムシ



カンキツグリーンング病感染樹

鹿児島県指宿市、平成21年7月～

鹿児島県喜界島、平成19年3月～

4



基準案の構成

序論(範囲、定義、背景)

- 1 一般要件
- 2 個別要件
 - 2.1 無差別
 - 2.2 透明性
 - 2.3 技術的正当性
 - 2.4 有害動植物リスク分析
 - 2.5 施行
 - 2.6 公的防除の強制性
 - 2.7 適用地域
 - 2.8 公防除におけるNPPOの権限及び関与

5

主な改正点



一般要件

- 有害動植物の分布は、大きく3つに分類される
 - 「広く分布」、「広く分布していない」、「無発生」
- 「広く分布していない」は、
 - 有害動植物の発生の地理的分布を示す概念
 - 一部の地域に病害虫がいること
- 有害動植物の分布を調査する地域は、経済的影響及び公的防除について検討される地域と同一であるべき
- 検疫有害動植物の決定には、国全体よりも一部地域(島単位等)の方が適切な場合がある

6

主な改正点

個別要件(2.4 有害動植物リスク分析)

- 検疫有害動植物と位置づける場合、潜在的な経済的影響及び潜在的な分布の可能性を考慮すべき
- 潜在的な分布の可能性とは、条件が整えば定着することが可能であることを示す
- 「広く分布していない」地域の経済的影響の評価は、その有害動植物が定着していない地域と関連づけるべき

7

主な改正点

個別要件(2.7 適用地域)

- 有害動植物の分布は、サーベイランス(ISPM No.6: サーベイランスに関する指針)によって決定すべき
- ある地域の分布の状況は固定的なものではなく、状況の変化により見直す必要がある

8



参考

我が国における検疫有害動植物の定義(植物防疫法)

「検疫有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれのある有害動植物であって、

- 国内に存在することが確認されていないもの、又は、
- 既に国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているもの

9



論点

- 「広く分布していない」の定義の解釈は適当か？
- 我が国における「検疫有害動植物」の要件に影響を及ぼすか？

10